

し尿並びに事業系一般廃棄物及び 産業廃棄物の処理手数料を改定

事業系廃棄物に係る処理手数料を改定することにより、ごみの減量と資源化を推進し、ごみ処理経費を抑制するとともに、近隣市との均衡を図ります。

し尿に係る処理手数料については、令和元年 10 月の消費税 10%改定に向けて見直しを行います。また、仮設便所のし尿処理に係る手数料を新たに設けます。

1 改定内容

- (1) 一般廃棄物に係る処理手数料を下記のとおり改定します。

現 行				改定後			
種 別		単 位	手 数 料	種 別		単 位	手 数 料
し尿		10L	63円	し尿		10L	66円
一般廃棄物	可燃物	10kg	73円	一般廃棄物	事業活動に伴って生じたもの	10kg	130円
	不燃物	10kg	73円		上記以外	10kg	73円
浄化槽清掃汚でい		10kg	11円	浄化槽清掃汚でい		10kg	11円

- (2) 新たに仮設便所のし尿に係る処理手数料を 1 基 1 回 3,150 円とします。
(3) 産業廃棄物に係る処理手数料を下記のとおり改定します。

現 行			改定後		
種 別	単 位	手 数 料	種 別	単 位	手 数 料
可燃物	10kg	73円	可燃物	10kg	130円

2 改定日 令和元年 10 月 1 日

問い合わせ先 三木市市民生活部環境課

- ・ごみに関すること：清掃センター 電話 0794-83-2608
- ・し尿に関すること：クリーンセンター 電話 0794-83-2212